

葛城市移住・定住促進PR動画作成業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月
葛城市 企画部 企画政策課

葛城市移住・定住促進PR動画作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第1. 業務概要

(1) 業務名

葛城市移住・定住促進 PR 動画作成業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 目的・趣旨

葛城市では教育環境の充実と子育て支援、高齢者・障がい者福祉の充実、市民の生命・財産を守る災害対策等、「市民第一の住みよいまちづくり」に取り組んでいる。これらの施策の結果、全国的な人口減少が進む中、特に子育て世帯を中心とした転入により、人口の社会増を維持しており、令和6年4月に「人口戦略会議」が発表した調査では、県内唯一の「自立持続可能性都市」に位置づけられている。

しかしながら、死亡数については出生数を大きく上回り、人口の自然減が課題となっており、トータルとして人口が減少している。今後も人口減少していくものと予想され、特に県外からの転入者が少なく、対外的なアピールができていない状況である。そこで、葛城市的施策、魅力等を PR し、移住定住につなげることを目標とする。

本要領は、「葛城市移住・定住促進PR動画作成業務委託」について、委託業者を選定する公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平に実施することを目的に必要な事項を定めるものである。

(3) 業務の内容

別紙1「葛城市移住・定住促進PR動画作成業務委託 仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

(5) 提案限度額

契約金額の上限は、1,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

第2. プロポーザルに関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、【様式1】参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

① 令和7年度において、葛城市競争入札参加資格を有する事業者であること。

ただし、資格を有さない事業者は、「(2) 入札参加資格を有さない者の参加」を参照すること。

- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第6号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第6号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者であること。
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている事業者でないこと。
- ⑥ 葛城市暴力団排除条例(平成23年葛城市条例第15号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑦ 納付すべき国税及び地方税の滞納がない者であること。
- ⑧ 国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が過去10年以内(平成27年4月1日から令和7年3月31日)に発注した動画作成に関する委託業務を受注した実績があること。

(2) 入札参加資格を有さない者の参加

(1) 参加資格①に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を参加申込書の提出時に提出すること。

提出資料一覧	
1	【様式7】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	許可登録(免許)証明書等(営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可)
3	営業所一覧表(本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)
4	履歴事項全部証明書等(写し可) 法人「履歴事項全部証明書」(旧:商業登記簿謄本) 個人「事業証明書」及び「住民票」
5	納税関係書類 すべての税目について滞納がない旨の証明書 A:市内本店業者及び市内に委任を受けた支店・営業所等のある業者 ⇒市税・県税・国税(消費税及び地方消費税を含む) B:県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者 ⇒県税・国税(消費税及び地方消費税を含む) C:県外業者 ⇒国税(消費税及び地方消費税を含む) ※提出日前3か月以内発行のもの

	<p>※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。</p> <p>※市税の納税証明書は必ず原本(写し不可)を添付してください。</p> <p>※国税は、所管税務署発行の納税証明書(様式その3の2[「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」]又はその3の3[「法人税」及び「消費税及び地方消費税」])を添付してください。(指定様式以外の証明書不可)</p>
6	印鑑証明書(写し可)※提出日前3か月以内発行のもの
7	【様式8】誓約書兼同意書

※A4ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載してください。

(3) スケジュール

募集開始(市ホームページ)	令和7年4月1日(火)
参加申込書提出期限	令和7年4月21日(月)正午
募集要領等に関する質問締切	令和7年4月23日(水)正午
募集要領等に関する質問回答	令和7年4月25日(金)以降隨時
企画提案書提出締切	令和7年5月2日(金)正午
一次審査(書面審査)	令和7年5月7日(水)
一次審査結果通知	令和7年5月12日(月)予定
二次審査(プレゼンテーション)	令和7年5月19日(月)
最終審査結果通知	令和7年5月22日(木)予定

(4) 参加申込書の提出

① 提出期限

令和7年4月21日(月)正午 必着とする。

② 提出場所

葛城市 企画部 企画政策課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

④ 参加申込提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。

(ア)【様式1】参加申込書

- (イ)【様式2】参加資格に関する申立書
 - (ウ)【様式3】受注実績調書
 - (エ)【様式4】会社概要書
 - (オ)【様式5】業務実施体制表
- ⑤ 参加辞退
参加表明以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を企画政策課へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(5) 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式6】質疑書に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

- ① 提出期限
令和7年4月23日（水）正午まで
- ② 送信先アドレス及び確認先電話番号
葛城市 企画部 企画政策課
電子メール:kikaku@city.katsuragi.lg.jp
電話番号:0745-44-5016
なお、件名は「葛城市移住・定住促進PR動画作成業務委託質疑」とすること。
- ③ 質疑書の回答
質問者への個別回答（電子メール）とする。
ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページに掲載する。
回答は、令和7年4月25日（金）以降隨時行う。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書は(7)の記載に基づき、見積書は(8)の記載に基づき作成し提出すること。
なお、提案は「事業者につき」案とする。

- ① 提出期限
令和7年5月2日（金）正午まで
- ② 提出先
葛城市企画部企画政策課
- ③ 提出方法
持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、「(4) 参加申込書の提出②提出場所」と同一の宛先に提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。
- ④ 提出書類

企画提案書(正)<任意の様式>	1部
企画提案書(副)<任意の様式>	10部

電子媒体(CD-R または DVD-R)	1部
※業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	
見積書(任意様式)	1部

(7) 企画提案書の作成

- ① 企画提案書表紙(任意様式)
- ② 事業実施スケジュール(任意様式)
- ③ 企画提案書(任意様式)

仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。また、本計画を策定する上で、市にとって有意義と思われる独自提案があれば提案すること。

(ア)企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き片面印刷、左綴じとし、使用的フォントの大きさは11ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(イ)企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は10枚(企画提案書表紙、スケジュール及び補足資料を除く。)までとすること。なお、提案内容(項目)は、別紙1「葛城市移住・定住促進PR動画作成業務委託 仕様書」の2.業務内容の順に作成すること。

(ウ)使用言語は日本語とすること(ただし、専門用語を除く。)。

(エ)記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

また、脚注の記載に使用するフォントの大きさは、8ポイント以上とすること。

(8) 見積書作成要領

- ① 葛城市移住・定住促進PR動画作成業務委託費用【任意様式】

仕様書に記載する本業務に必要となる業務費用(消費税額及び地方消費税額を含む。)に係るすべての費用を記載すること。

ただし、合計金額は1,600,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以内とし、見積項目として、

①移住・定住促進PR動画作成費用

②PR業務費用

③移住・定住促進パンフレット基礎資料作成費用
をそれぞれ計上すること。

※提出書類に記載の内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

(9) 選定方法

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。本業務に係る審査は、別紙2「葛城市移住・定住促進PR動画作成業務委託に係る審査実施要領」に定めるところによる。

① 一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し令和7年5月12日(月)(予定)に、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

② 最終審査結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和7年5月22日(木)(予定)に、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。受託候補者は、選定後速やかに本市ホームページで公表する。

(10) 契約

① 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

② 次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

(11) 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

第3. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 提案書への社名の記載があった場合
- ⑤ 見積額が業務委託提示上限額を超えた場合
- ⑥ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑦ 二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑧ 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥ 提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦ 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- ⑧ 仕様書に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。
- ⑨ 審査経過に関する質問等は一切回答しない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

葛城市 企画部 企画政策課 辰巳・和田

〒639-2195 奈良県葛城市柿本 166 番地

(TEL) 0745-44-5016

(FAX) 0745-69-7452

(Mail) kikaku@city.katsuragi.lg.jp